

課長	副課長	係長	回議	係	入力日	印影入力
					/	

組合員→所属所→共済組合

共済貯金加入申込書

私は、徳島県市町村職員共済組合組合員貯金規程を承知の上、次のとおり共済貯金に加入します。

申込日	令和 年 月 日
所属所名	
組合員 記号番号 (フリガナ)	—
組合員氏名	
生年月日	昭和 年 月 日 平成
日中の連絡先☎	— 携帯・自宅・勤務先・その他()

共済貯金お届け印
(必ず押印してください。)

- ・お届け印は、解約・払戻しの際に必要となります。
・印影は機械で読取りますので、鮮明に押してください。
・ゴム製等劣化する印鑑は使用できません。
・かすれた場合は、枠内の余白に押なおしてください。

○非課税貯蓄制度(マル優)適用調査(所得税法第10条第1項)

非課税		課税
1 障害者	2 母子等 その他	3 該当なし

- ・マル優による非課税扱いを希望される場合は1又は2の該当番号を、それ以外の方は3を○で囲んでください。(未記入の場合「3. 該当なし」とみなし課税扱いとします。)
・マル優制度利用の場合、最初に非課税貯蓄申告書等の提出が必要ですので、共済組合貯金担当までご連絡ください。

○積立額を記入してください。(③臨時積立のみ利用する場合、以下は記入不要です。)

積立額は、千円単位で先頭に「¥」を付けてください。積立しない欄は記入しないでください。

		定例積立額 (上限 30万円)					
		十	万	千	円		
① 定例積立	毎月の給与から			0	0	0	円を積み立てます。
		賞与積立額 (上限 各50万円)					
② 賞与積立	6月の賞与から			0	0	0	円を積み立てます。
	12月の賞与から			0	0	0	円を積み立てます。
③ 臨時積立	この加入申込書を共済組合が受理した日から、臨時積立ができます。						

上記のとおり申込書を送付します。

令和 年 月 日

職名
所属所長
氏名

徳島県市町村職員共済組合理事長 様

【ご注意】

- この申込書は、各所属所の共済事務担当課を経由し、共済組合へ提出してください。
- ①定例積立及び②賞与積立をする場合は、積立開始希望月の前月20日(共済組合必着)までに提出してください。
- 任意継続組合員の方は、①定例積立及び②賞与積立はできません。